

東運整第178号の4
令和7年7月28日

一般社団法人
東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政に対しましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度におきましても別添1「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和7年5月1日付、関自整第38号、関自技第57号、関自保第31号、関自管第9号）により、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとなりました。

また、本運動を積極的に展開するため、「令和7年度「自動車点検整備推進運動」実施要領」（令和7年4月、国土交通省物流・自動車局）及び別添2による「自動車点検整備推進運動の実施細目」（令和7年5月、国土交通省関東運輸局）に基づき、令和7年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう積極的に取り組むこととしました。

つきましては、本運動の趣旨をご理解の上、広報誌への掲載、ポスターの掲示及びチラシの備え置き等につきまして特段のご配慮を賜りたく、貴支所（協会、組合）傘下会員の皆様への周知方ご協力お願いします。

関自整第 38 号
関自技第 57 号
関自保第 31 号
関自管第 9 号
令和 7 年 5 月 1 日

管内各運輸支局長 殿
管内各自動車検査登録事務所長 殿

関東運輸局長 (公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)

標記について、物流・自動車局長から別添のとおり依頼があったので、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう、本運動に積極的に取り組むとともに、関係団体等に対し、協力要請等行うことにより密に連携した取り組みを実施されたい。

なお、別紙により自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会会長あてに、本運動への協力要請を行ったことを申し添える。



関自整第38号
関自技第57号
関自保第31号
関自管第9号
令和7年5月1日

管内各運輸支局長 殿
管内各自動車検査登録事務所長 殿

関東運輸局長 (公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

標記について、物流・自動車局長から別添のとおり依頼があったので、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう、本運動に積極的に取り組むとともに、関係団体等に対し、協力要請等行うことにより密に連携した取り組みを実施されたい。

なお、別紙により自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会会長あてに、本運動への協力要請を行ったことを申し添える。

別 紙

関自整第38号の2
関自技第57号の2
関自保第31号の2
関自管第9号の2
令和7年5月1日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会会長 殿

国土交通省関東運輸局長 (公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について (依頼)

我が国の自動車保有台数は令和6年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっています。

道路運送車両法において、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられていますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要です。

このため、今般、国土交通省物流・自動車局長から、今年度においても「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係機関等の協力のもと、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨、別添のとおり依頼がありました。

当局においても、令和7年9月及び10月を強化月間として本運動を積極的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしていますので、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご支援及びご協力をいただくとともに、あわせて貴会会員に対し、本運動の効果的な実施について適切なご指導をお願いします。

国自整第10号の5
令和7年4月14日

各地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について(依頼)

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生している。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえる。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとした。

ついては、貴局においても、この趣旨を理解のうえ、本運動が効果的に実施されるよう取り組まれない。

なお、関係機関等に対し、別紙のとおり通知していることを申し添える。



国 自 整 第 1 0 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

自動車点検整備推進運動及び
大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会の長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえご協力いただくとともに、傘下会員団体及び事業者に対し、本運動の実施について適切なご指導をよろしくお願いいたします。

国自整第10号の2
令和7年4月14日

警察庁交通局長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴庁におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、本運動へのご支援及び各都道府県の警察本部に対する協力要請をお願いいたします。

国自整第10号の3
令和7年4月14日

内閣府政策統括官（共生・共助担当） 殿
環境省水・大気環境局長 殿

国土交通省物流・自動車局長
（公印省略）

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴府（省）におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、本運動へのご支援及びご協力をお願いします。

国自整第10号の4
令和7年4月14日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿
独立行政法人自動車事故対策機構理事長 殿
軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車の使用者には、道路運送車両法において、自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられておりますが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっています。

大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が増加傾向にあり、令和5年12月に青森県において、走行中の大型トラックから脱落したタイヤが、道路作業を行っていた者に衝突し死亡するという痛ましい事故が発生しています。また、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況です。

これらを踏まえると、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要といえます。このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することといたしました。

つきましては、貴法人におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、本運動へのご支援及びご協力をお願いいたします。

なお、本運動のためのチラシ及びポスターへの貴法人の協力名義使用について、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和7年4月
国土交通省物流・自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和6年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体（別紙1）で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下、協議会）及び自動車関係15団体（別紙2）で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」（以下、連絡会）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、特に令和7年9月1日（月）から9月30日（火）までの1ヶ月間を全国統一強化月間、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮された、令和7年10月1日（水）から10月31日（金）までの1ヶ月間を地方独自強化月間とし、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」

の確実な実施についての周知・啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

運輸局又は運輸支局は、上記1.に加え、地域の実情に応じた地方独自の取組内容を設定するよう努める。

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

なお、イベント等において登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施

2. 使用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
- (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

第6 実施運営

1. 本省は、運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 運輸局又は運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。併せ

て、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。

2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。

① 本運動の関心度について、アンケート調査、ウェブサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により効果を測定する。

② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により効果を測定する。

③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。

3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

第8 報告

1. 運輸局は、地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和7年6月末までに国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

2. 運輸局並びに協議会及び連絡会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに、国土交通省物流・自動車局自動車整備課に報告する。

自動車点検整備推進協議会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（事務局）
2. 一般社団法人 日本自動車工業会
3. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
4. 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
5. 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
6. 日本自動車輸入組合
7. 一般社団法人 日本自動車連盟
8. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
9. 公益社団法人 日本バス協会
10. 公益社団法人 全日本トラック協会
11. 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
12. 一般社団法人 全国レンタカー協会
13. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
14. 全国石油商業組合連合会
15. 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
16. 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
17. 一般社団法人 日本損害保険協会
18. 全国共済農業協同組合連合会
19. 全国労働者共済生活協同組合連合会
20. 一般社団法人 日本自動車部品工業会
21. 全日本自動車部品卸商協同組合
22. 全国自動車電装品整備商工組合連合会
23. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
24. 一般社団法人 電池工業会
25. 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
26. 日本自動車車体整備協同組合連合会
27. 全国タイヤ商工協同組合連合会
28. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
29. 全国自動車部品販売店連合会
30. 一般社団法人 日本自動車部品協会
31. 全国オートバイ協同組合連合会

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会構成団体

〈順不同〉

1. 一般社団法人 日本自動車工業会
(いすゞ自動車(株)、UD トラックス(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス (株))
2. 公益社団法人 全日本トラック協会
3. 公益社団法人 日本バス協会
4. 一般社団法人 全国自家用自動車協会
5. 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
6. 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
7. 全国タイヤ商工協同組合連合会
8. 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
9. 全国石油商業組合連合会
10. 一般社団法人 日本自動車車体工業会
11. 日本自動車輸入組合
12. 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
13. 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
14. 一般社団法人 自動車用品小売業協会
15. 日本自動車車体整備協同組合連合会

自動車点検整備推進運動の実施細目

令和 7 年 5 月

国土交通省関東運輸局自動車技術安全部

自動車点検整備推進運動の実施要領に定める自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）及び関東運輸局、管内各運輸支局並びに管内各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が実施する内容は、次のとおりとする。

関東運輸局においては、10月の地方独自強化月間の重点項目を令和7年度「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」（令和7年4月14日国自整第10号の5）別添の実施要領、第4の1.（1）から（3）まで及び自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施の促進と定める。

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 強化月間（9月及び10月）における運輸局・運輸支局等実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	① イベント開催予定地（自動車なんでも相談窓口等の協議会等構成団体の地方組織が開催するイベントを含む。）の運輸局及び運輸支局等は、イベント（登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。以下同じ）が円滑に開催されるようバックアップする。 なお、イベント名称には、「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。 ② 自動車整備振興会等の自動車関係団体の協力を得て、別紙1のとおり「自動車点検整備推進デー」と題するイベントを開催し、本運動の積極的な推進を図る。 ③ 「自動車点検整備推進デー」等の機会を活用して、別紙2のとおりアンケート調査を実施する。
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	① 国土交通省で作成するポスターを窓口など来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者等に対し点検・整備の必要性や重要性について啓発する。 なお、自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

	また、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。 ・マスメディア（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む）の利用（特に、10代から30代の若者世代を焦点） ・啓発ワッペン及びのぼりの利用 ・公共施設、競技場等の掲示板の利用 ・国土交通省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用 ② 国土交通省から、各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等に対し、協力を要請しているポスターの掲示及びチラシの設置について、特に必要と判断した場合は、直接要請する。 また、各団体で発行する広報誌や回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。 ③ 令和3年10月から追加された新点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。 ④ 協議会及び連絡会並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。 ⑤ 所属職員等（可能であれば来訪者も含む）が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。
(3) 講習等の実施	協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力するとともに、講習等の依頼があった場合は積極的に対応を行う。
(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発	① 整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用し、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。 この場合において、別紙3の資料や連絡会構成団体が製作したツール等を活用する。 また、自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。 さらに、運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「関東地域事業用自動車安全施策2024」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策」（以下「車輪脱落事故防止緊急対策」という。）に基づく適切なタイヤ交換作業について、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示し、整備管理の徹底を図る。 ② タイヤ專業事業者に対し、別紙4のとおり適切なタイヤ交換作業、タイヤ交換後の増し締め実施及び大型車の車輪脱落事故防止等を啓発する。

(5) 出前講座等の実施	協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等へ赴き、別紙3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備も必要性や重要性の説明に加えて、エコ整備などを盛り込んだ内容の出前講座を行うよう努める。 また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と方法に加えて、自家用乗用車（マイカー）の日常点検の確実な実施について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。
2. 使用者に対する調査・指導等 (1) ・ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等 ・チラシ等配布による自家用乗用車（マイカー）の日常点検の促進等	① 前検査でユーザー車検を行う使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。 なお、別紙5のとおり事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対しては、事前の周知を行ったうえで、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う。 ② 不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口寄せられた情報を基に、該当する自動車の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。 ③ 確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査時の点検整備実施状況について、自動車検査証備考欄への記録や検査標章裏面への記載により、使用者へ周知する。 ④ 確実な点検・整備の励行を促進するため、継続検査時において最長の間隔で行うべき定期点検が実施されておらず、加えて劣化又は摩耗による保安基準の不適合が確認された場合に、使用者に対して、点検等の勧告を発動する。 また、点検等の勧告を行った場合には、自動車検査証備考欄に指導履歴を記録し、使用者へ周知する。 ⑤ 前検査で自家用乗用車（マイカー）のユーザー車検を行う使用者に対し、検査窓口等において、別紙6のチェックシート等の配布により、定期点検に加え、日常点検についても、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。
(2) 街頭検査等での啓発・指導等	① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓発を行う。 冬用タイヤの交換時期をとらえて街頭検査等を実施し、別紙7のとおり車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動を実施する。 ② 街頭検査において、前面ガラスの点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状

	況の情報を活用し、定期点検整備未実施の利用者等に対しては、定期点検整備の確実な励行の指導に加え、自家用乗用車（マイカー）の日常点検についても、別紙6のチェックシート等の配布により、重要性を周知するとともに、日常点検の実施の促進をする。 なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示をする。 ③ 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2.（2）③に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。 ④ 協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。 ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備 ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備
3. 地方独自の実施事項等	協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を企画する。

2. 強化月間（9月及び10月）における協議会・連絡会構成団体実施事項

実施事項	実施内容
1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 (1) イベント等の実施	① 地方でイベントを開催し、点検・整備を啓発するための周知活動を行う。なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込まれる日時、場所や催し内容に考慮することが望ましい。 ② 「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等のイベントを行うなどして、点検・整備の実施方法及びその必要性について周知する。 ③ 新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、自動車部品の劣化・摩耗状態を視覚的に訴え、日頃の点検・整備の必要性を啓発する。 ④ 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等に交えて、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 ⑤ 長期使用車両のユーザー等に対し、部品の劣化や摩耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。

	⑥ 「マイカー点検教室」等の開催においては、点検・整備に関する実技講習として、点検・整備の実施方法等を使用者等へ説明するとともに適切な保守管理を促す。 ⑦ 各イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない使用者にもイベントの効果が波及するよう努める。 ⑧ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。
(2) 総合的な広報・啓発活動の実施	① 国土交通省で作成するポスター、チラシ等を整備工場、販売店、展示場等の窓口に掲示又は備え置く又は配布して、来訪者に広報する。 ② 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、別紙3の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。 ③ 国土交通省や連絡会で作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。 なお、大型車の車輪脱落事故防止の取り組みについては、車輪脱落事故防止緊急対策も踏まえて広報啓発を実施する。 ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキャッチコピーやロゴ等を活用する。 ⑤ ウェブサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。 ⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌およびホームページ等を利用して、傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。 ⑦ 特定整備事業者又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた使用者に対して、ハガキ等により定期点検の実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。 ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の確実な実施を図る。 ⑨ 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を周知し、自動車の不具合情報を寄せてもらうよう呼びかける。 ⑩ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

	① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。
2. 使用者に対する調査・指導等	① 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。 ② バス事業者及び貨物運送事業者等の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。 ③ 特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とした、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。
3. 地方独自の実施事項等	協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、運輸局又は運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。 なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間においても各種取組の実施に協力する。

3. 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

実施事項	実施機関	実施細目
1. 地域イベントの開催	都県整備振興会、 自販連都県支部、 J A F 都県支部、 都県タイヤ商工協同組合	a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。 b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。 c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
2. マイカー点検教室等の開催	都県整備振興会	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。 その際、先進安全技術の不具合事例や点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性や重要性を訴える。 また、大型自動車の使用者等にも点検・整備を実施するよう啓発に努める。
	自販連都県支部	自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。 また、大型自動車の使用者等にも啓発するよう努める。
	J A F 都県支部	マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、使用者等の保守管理意識の高揚を図る。

3. ポスターの掲示	自動車機構	庁舎・検査場内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	軽検協	事務棟・検査棟内の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	自販連都県支部	社屋、店舗等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県整備振興会	社屋、整備工場等を訪れる自使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	J A F 都県支部	各支部を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	県自家用協会	県自家用自動車協会を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県バス協会、 都県トラ協会、 都県タクシー協会	社屋、待合室、休憩所等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県レンタカー協会	社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。
	都県タイヤ商工協同組合	店頭等の使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	事故対	主管支所等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
	J A 共済都県本部、 全労済都県本部	支店等を訪れる使用者等の目につきやすい箇所に掲示する。
4. チラシの配布	事故対	運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	自動車機構	a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、運輸支局等と連携して、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	軽検協	a) 事務棟・検査等に備え置き、検査受検等に来訪した使用者等に広報する。 なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、運輸支局等に協力して取り組む。 b) 定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。
	自販連都県支部、 都県軽自協、 都県中販協、	a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。

		b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	都県整備振興会	a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。 また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対しては、定期点検の確実な実施を呼びかける。 b) 都県整備振興会で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
	J A F 都県支部	a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて使用者等に周知する。 特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の使用者等に対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。 b) 各支部で開催するマイカー点検教室等を活用して、参加者に配布して、点検・整備の必要性を周知する。
	県自家用協会	県自家用自動車協会に備え置く又は配布し、使用者等に点検・整備の必要性を周知する。
	J A 共済都県本部、 全労済都県本部	店舗等の窓口に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性を周知する。
5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）	都県整備振興会	a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、点検・整備の必要性を訴えていく。 b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	自販連都県支部、 都県軽自協	マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
	各関係団体	本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。 その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。
6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示	自動車機構	啓発ワッペンの着用を行うとともに、運輸支局等と連携して庁舎・検査場を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	軽検協	啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる来訪者の目につきやすい箇所にのぼりを設置する。
	都県整備振興会	整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室等を訪れる来訪者等の目につきやすい箇所に掲示する。

		その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴを使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。
	都県バス協会	乗合バス車両の前面に横断幕を掲示すること等により、自動車点検整備推進運動の周知に努める。
7. ハガキの送付等	軽検協	前検査を受検した使用者に対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検を確実に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検の実施状況を調査する。
	自販連都県支部等	販売店では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
	都県整備振興会	整備工場では、定期点検の実施時期の近づいた使用者に対して、定期点検の実施について呼びかける。
8. その他	関係団体	a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図る。 b) 社屋、営業所等における館内放送等で、所属職員にマイカーの点検・整備の実施励行を呼びかけるとともに、家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。 c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。